

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第4項第2号
処 分 の 概 要：牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：